

5 生徒心得

常に羽島北高校生徒としての自覚と誇りをもち、勉学に精励するとともに校則に従い、健全な学校生活を送ることができるよう努める。

1. 欠席・遅刻及び早退

- (1) 欠席・遅刻・忌引等は前もって保護者が連絡する。
- (2) 始業後に登校したときは、遅刻理由書の所定欄に記入し、生徒指導室の職員による確認後、教科担任に提示し、授業を受ける。生徒指導の職員が不在の時は、職員室の職員の許可を得る。携帯電話・スマートフォンは終業まで生徒指導室に設置された保管ロッカーに保管する。
- (3) 早退するときは、早退届書の所定欄に記入し、担任の許可を受ける。病気等の事由による場合は、養護教諭、または保健体育担当職員の指導を受けてから手続きをとる。帰宅後、速やかに学校に連絡する。
- (4) 公欠の場合は、公欠届書に記入し、担任及び該当教科担任の印をもらう。

2. 生 活

(1) 校内生活について

- ア 携帯電話・スマートフォンは、始業から終業まで、各クラスに設置された保管ロッカーに保管する。
- イ 携帯電話・スマートフォン以外の情報通信端末等についても、保管ロッカーに保管する。
- ウ 多額の金銭や学習にとって不必要なものは持ってこない。
- エ 所持品には必ず記名し、自己管理を徹底する。
- オ 無断で校外に出ない。やむを得ず用事などで校外に出る場合には、外出届書の所定欄に記入して必ず担任の許可を得る。

(2) 校外生活について

- ア 法令・条例に違反することはしない。また、アルコール類を中心に扱っている飲食店（居酒屋など）への出入りは原則禁止とする。
- イ 特別の事情によりアルバイトをする場合は、必ず届出をする。
- ウ 不慮の事故やトラブル、問題行動等が発生した時は速やかに学校又は担任に報告する。
- エ スマートフォン等の通信機器の利用については、被害者にも加害者にもならないように正しく利用する。特に、住所や氏名、写真などの個人情報を安易に掲載したり、他人を誹謗中傷したりすることがないように注意する。

3. 通 学

- (1) 登下校時は、交通規則を遵守し、公衆道徳をわきまえる。
- (2) 学校周辺の通行については、道標「1. 登下校を安全に」を参照する。
- (3) 自転車通学者は自転車用ヘルメットを着用し、自転車保険や整備を確認して事故のないように心がける。
- (4) 事故に遭遇した場合は人命救助を優先し、冷静に判断・行動する。

ア 事故を起こした時

被害者の救済・安全確保 → 救急隊 119 番・警察 110 番へ連絡する。
相手の連絡先を聞き、家庭・学校に連絡する。

イ 事故被害にあった時

安全確保 → 相手の連絡先を聞く。どんな軽傷の場合でも必ず警察・家庭・学校に連絡する。

ウ 事故を目撃した時

被害者の救済・安全確保 → 相手(加害者・被害者)の車のナンバー・車種・色・車名・相手の特徴をメモする。救急隊・警察・家庭・学校に連絡する。

- (5) 不審者・変質者への対応について

不審者・変質者等の出没については、時間帯や場所が様々であり、だれもが被害者になる可能性があるので、特に注意する。

ア 明るいうちに、できるだけ家の近くまで複数で帰宅する。

イ 遅くなる時は、必ず家の人に迎えに来てもらう。

ウ 人通りの少ない道はできるだけ通らない。通学路の再点検をする。

エ 登下校中も周りに気を配ることができるよう、イヤホンで音楽を聴きながらの歩行やスマートフォンを操作しながらの歩行はしないようにする。

オ 不審者に遭遇した時は大声を出し、近くの民家や商店に助けを求め、速やかに 110 番通報をする。(相手の特徴、自動車のナンバーや色などを把握しておく。)

4. 届出を要する事項

次の場合は、ただちに担任、生徒指導部まで届け出る。

- (1) 金品の遺失及び拾得、もしくは盗難に遭った場合
- (2) 学校の器具や施設・設備を紛失または破損した場合
- (3) 暴行・脅迫・恐喝・SNS 等での個人情報掲載や誹謗中傷などの被害を受けた場合
- (4) 交通事故に遭って被害を受けたり、また他に危害を与えたりした場合
- (5) 不審者・変質者に遭遇、目撃した場合
- (6) 校外で補導を受けた場合
- (7) 特別の事情によりアルバイトをする場合
- (8) 自転車通学をする場合
- (9) 卒業前に自動車学校へ入校する場合(学校の許可が必要)

5. 特別指導の対象となる事項

- (1) 飲酒・喫煙・薬物の使用・暴力・窃盗・器物損壊等、法令によって禁止されている行為や、情報モラル違反、いじめなど他人に迷惑を及ぼすような言動をすること。
- (2) 定期考査等で不正行為を行う、または不正行為を幫助すること。
- (3) 風紀上、不健全な場所へ出入りすること。
- (4) 許可なく運転免許を取得すること。
- (5) 上記のほか、学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した行為をすること。

6. 羽島北高等学校服装規程

身だしなみは、清潔であることを心がけること。登下校及び校内では下記規程の制服もしくは、体育の授業等で着用するトレーニングウェア等で生活すること。

冬服	ジャケット	規定のジャケットとする。
	シャツ	規定のカッターシャツ（刺繍入り）とする。
	タイ	規定のタイ（リボンまたはネクタイ）とする。タイなしでもよい。
	スラックス	規定のスラックスとする。
	スカート	規定のスカートとする。スカート丈は膝中程の長さとする。
夏服	カッターシャツ又はポロシャツ	規定のカッターシャツ（刺繍入り）または規定のポロシャツ（白または紺色から選択：2本ライン入り）とする。
	タイ	規定のタイ（リボンまたはネクタイ）とする。タイなしでもよい。
	スラックス	規定のスラックスとする。
	スカート	規定のスカートとする。スカート丈は膝中程の長さとする。

※タイおよび夏用ポロシャツ、スラックス、スカートは自由購入。

通学靴	通学に適した靴（スリッパ・サンダルは禁止）とする。
上履き	規定の年次色のスリッパとする。
カーディガン	防寒用として、カーディガン類を着用してもよい。
タイツ	防寒用として、タイツを着用してもよい。
コート類	防寒用として、コート類を着用してもよい。
頭 髪	カール・パーマ・染髪などの加工はしない。
その他	ピアス・イヤリング・指輪・ネックレス・カラーコンタクトなど装飾品はしない。 化粧、マニキュアなどはしない。

※事情がある場合は個別に対応します。

※式典時は靴下の色を制限する場合がある。

※本校では、T P O（時間・場所・場面）に応じた生活態度の育成を図るため、式典・外部講師の来校日や、高大連携教科で校外で学習する日等は制服着用を基本とする。やむを得ず制服を着用できない場合は、フォーマルな服装で参加すること。なお、トレーニングウェア等での参加はしないこと。

※考査は不正行為や不正類似行為防止のため、制服着用での受験を基本とする。やむを得ず制服を着用できない場合は、無地のトレーニングウェア等を着用すること。

校則（生徒心得）・規程等の改定の手続き

- 1 生徒会執行部は、アンケートや議会で生徒の意見を集約し、校長に対し校則（生徒心得）・規程等の改定を求めることができる。
- 2 校長は、校則（生徒心得）・規程等の改定の提案があったとき、またはその見直しが必要となったとき、職員会議および学校運営協議会等において、教職員、保護者や地域代表、学校関係者等の意見を聴取した上で、校則（生徒心得）・規程等の改定について決定するものとする。